

北里研究所と日本盲導犬協会との連携・協力に関する協定書

学校法人北里研究所（以下「甲」という。）と公益財団法人日本盲導犬協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の信頼関係に基づき、緊密な連携・協力を推進することによって、動物介在医療（動物介在活動・動物介在療法）の推進を図り、もって生命科学教育・研究の発展と地域医療の向上に資することを目的とする。

（連携・協力の事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項につき連携・協力を推進するものとする。

- （1）動物介在医療（動物介在活動・動物介在療法）の推進と普及に関すること
- （2）盲導犬の育成と支援に関すること
- （3）その他、本協定の目的を達成するために必要と認める事項

（協議）

第3条 この協定を効果的かつ円滑に推進するために必要な事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 連携・協力事項の具体的かつ個別の取扱いについては、必要に応じて、別途覚書を定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲と乙のいずれかからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定書は、2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保持する。

平成27年9月9日

甲 東京都港区白金5-9-1

学校法人北里研究所

理事長

藤井清孝

乙 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001-9

公益財団法人 日本盲導犬協会

理事長

井上孝彦